

広島県神石高原町 高齢者の社会参加に係る移動支援事業

広島県神石高原町

1

内容

- 1 神石高原町の概要
- 2 移動支援事業の概要
- 3 令和5年度の状況
 - (1) 現状と課題
 - (2) 目標
 - (3) 具体的な取組
- 4 令和6年度の状況
 - (1) 現状と課題
 - (2) 目標
 - (3) 具体的な取組
- 5 令和7年度 of 取組（予定）
- 6 取組の成果、所感

2

1 神石高原町の概要

■ 平成16年に 3 町 1 村が合併

- ・ 面積は広島県の約 1 / 20 (381.81km²)
- ・ 標高400m～500m
- ・ 合併時12,454人の人口が激減

■ 人口・世帯数（令和 7 年 1 月 1 日現在）

- ・ 人口 7,803人 …高齢化率 50.41%
後期高齢者 31.07%
- ・ 世帯数 3,718世帯 …(80歳以上のみ世帯 20.8%)
(80歳以上独居世帯 16.0%)

その他：地域包括支援センター直営 1 ヶ所・ランチ 4 ヶ所。

- ・ 山並みに集落が点在し、隣家まで遠い地域や10戸未満の小規模・高齢化の限界集落も多い。
- ・ 自治振興会は30地区。
- ・ 旧町単位で協働支援センターがあり、自治振興会の取りまとめ役を担っている。独自の「まちづくり計画」を策定し地域活性化に取り組んでいる。



3

1 神石高原町の概要

■ 神石高原町の移動手段

《神石高原町の高齢者外出支援（主なもの）》

項目	内容等
路線バス ふれあいバス（町営バス）	・ 片道500円 ・ 便数が少ない（3便／日程度、日祝は運行なし）
<u>ふれあいタクシー事業</u>	・ 町内タクシー事業者及び介護タクシー事業者を利用し、町内であれば片道の自己負担900円／回（900円を超える料金を補助）、月20回上限、相乗り可能 ・ <u>往復1,800円は高齢者にとっては高額であり、週1回の通いの場への参加に使用するのは現実的ではない</u> また、<u>通いの場等への参加に限り自己負担部分の何割かを別事業で補助することを検討したが、二重補助になるため不可</u>だった
町外医療機関通院者支援制度	・ ふれあいタクシーを利用して町外医療機関へ通院する場合、1回につき3,000円を上限として半額補助
運転免許証自主返納者支援制度	・ 運転免許証を自主返納した高齢者にふれあいタクシーチケット50枚交付

出所：「神石高原町第9期高齢者プラン」（R6～R8年度）P50などをもとに作成

2 移動支援事業の概要

「神石高原町高齢者の社会参加に係る移動支援事業実施要領」に基づき実施します

(目的)

高齢者の社会参加を促進し、介護予防・健康づくりの推進を目的として、通いの場、サロン、認知症カフェの移動支援を実施します

(対象)

通いの場、サロン、認知症カフェの参加者のうち、次に該当する方

- ・ 参加者が運転する自家用車への同乗を希望する方【参加者同士の乗合せ】
- ・ 移動手段がタクシーに限られる方【タクシーの乗合せ】

(支援内容)

- ・ 町内の住民主体の通いの場への移動（往復）
- ・ 町内の住民主体のサロンへの移動（往復）
- ・ 町内の住民主体の認知症カフェへの移動（往復）

注意事項

- ※ 普段参加している通いの場、サロン、認知症カフェに参加するための移動に限ります
- ※ 他の場所への運行（途中下車を含む）は対象外です
- ※ 運行経路は合理的な経路（原則は最短距離の経路）とします

2 移動支援事業の概要

《 参加者同士の乗合せ 》

事前準備

- ・ 運転手・車両・同乗者を決め、送迎用保険に加入します
（※車両は運転手の自家用車に限る、運転手・同乗者に変更がある場合は町役場に要連絡）
- ・ 世話人さん及び運転手さんは手当の振込用の金融機関口座を町役場に登録します
- ・ 運転手さんは定期的に町が主催する運転講習会などを受講します

当日朝までに

- ・ 運転手さんが出欠確認をします

当日

- ・ 運転手さんが同乗者宅を回り、目的地まで行きます
- ・ 世話人さんは活動日誌に運転手氏名・同乗者氏名を記入します
- ・ 運転手さん・同乗者さん（どなたか1名）は運転チェックシートを記入します（※月1回以上）

～翌月10日まで

- ・ 世話人さんが活動日誌をまとめ、町役場に提出します

翌々月頃

- ・ 町役場が世話人さんに手当を口座振込します
- ・ 町役場が運転手さんに手当を口座振込します

2 移動支援事業の概要

《 タクシーの乗合せ 》

事前 準備

- ・ タクシーを利用する参加者を確認し、タクシー会社に運行ルートについて相談します
- ・ タクシー利用者・運行ルートについて、町役場の了解を得ます
- ・ 世話人さんは手当の振込用の金融機関口座を町役場に登録します

当日朝 までに

- ・ 世話人さんが出欠確認を行います
- ・ 世話人さんがタクシーを予約します

当日

- ・ タクシーが利用者宅を回り、目的地まで送ります
- ・ 世話人さんは活動日誌に利用者氏名を記入します
(※タクシー料金は往路・復路ともに支払わない)

～翌月 10日まで

- ・ 世話人さんが1か月分の活動日誌をまとめ、町役場に提出します
- ・ タクシー会社が1か月分の運行記録・請求書をまとめ、町役場に提出します

翌々月頃

- ・ 町役場が世話人さんに手当を口座振込します
- ・ 町役場がタクシー会社にタクシー料金を支払います

3 令和5年度の状況

(1) 現状と課題

① 通いの場等への移動手段の確保が必要

- ・ 高齢者の社会参加の場である通いの場等への移動は、参加者の自家用車による自然発生的な乗り合いのしくみにより成り立っているが、ドライバーのフレイルの進行や免許返納等により、今後の確保・維持が難しい状況となっていた。
- ・ 高齢者実態把握訪問調査事業等により、「通いの場」、「認知症（予防）カフェ」、「サロン」に繋げたい場合も、移動手段がネックとなって実現できないなどの事例がでてきていた。
- ・ 一緒に連れてきてくれていた人（運転手）が病気などで運転できなくなることにより、同乗して参加できていた人が参加できなくなる、という事態が既に発生していた。

② タクシーを活用した送迎を検討したいが、 通いの場等で利用調整を行うことができるか不明

- ・ 通いの場等への送迎の手段として、参加者同士で乗せる方法の他に、タクシーを活用した送迎方法も検討しているが、各通いの場等で研修や補助などがあれば送迎することができる人材がいるのか、また利用調整などを行うことができる人材がいるのか、タクシー会社の協力が得られるかなど、確認すべき点が多かった。

3 令和5年度の状況

(2) 目標

まずは、「通いの場」、「サロン」、「認知症（予防）カフェ」の世話人等と目線合わせができるように！

- ◆ 社会参加の場への移動手段のあり方について実態を把握できている
 - ・ 関係者で地域支援事業（生活支援体制整備事業）の整理及び方向性の協議
 - ・ 世話人を対象としたアンケート実施
 - ・ アンケート結果から移動支援のニーズ等を分析・検討
 - ・ 世話人や第1層・第2層協議体構成員を対象に研修会実施
 - ・ 研修会アンケート結果からモデル実施を検討

- ◆ R6年度下半期からのモデル実施に向けた準備が整っている
 - ・ 研修会アンケートからモデル候補の検討・打診
 - ・ モデル実施開始までの手順（ロードマップ）の作成
 - ・ タクシー業界との調整
 - ・ モデル候補との調整
 - ・ 生活支援体制整備 第1層協議体との調整

9

3 令和5年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 移動支援に関する基礎知識の整理、移動手段の実態把握（アンケート調査）

① 情報の整理

- ・ 移動支援の方法（有償運送か無償運送、地域支援事業のどの事業に当てはめるか等）について先進的に取り組んでいる自治体の取組事例を踏まえて情報を整理。

② アンケート作成・実施

- ・ 通いの場（34か所）、サロン（72か所）、認知症（予防）カフェ（5か所）の世話人を対象に、送迎の実態や町からの支援の必要性、移動ニーズ等を把握するアンケートを作成し、実施。

③ 移動支援ニーズ等の分析・検討

- ・ アンケート結果をとりまとめ、移動ニーズ等について分析・検討した。

令和5年12月8日

通いの場
サロン
認知症予防カフェ } お世話人様
神石高原町生活支援体制整備事業協議体

移動手段に関するアンケート調査

～ご協力のお願い～

神石高原町では、運転免許返納等で通いの場やサロン・カフェへの移動手段に困るといった声が多く聞かれます。
こうした状況を受け、神石高原町生活支援体制整備事業では、皆様と協力して移動手段についての困りごとを解決していこうと検討しています。
この度、検討の参考にさせていただくため、皆様の移動実態、移動でお困りの内容などを把握するアンケート調査を実施する運びとなりました。
お忙しい中恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご記入にあたって

■ アンケートの扱い

1) このアンケートは、通いの場世話人・サロン世話人・カフェ代表者の方に配布します。
2) このアンケートは、上記の目的以外に使用することはありません。

■ 記入上の注意

1) 質問ごとに、番号を○で囲むか、枠内に必要な事項の記入をお願いします。
2) 日頃把握されている範囲で、お世話人の方が御回答ください。

■ アンケートの提出

ご記入いただきました「アンケート用紙」は、令和5年12月25日(月)（必着）までに同封の返信用封筒で社会福祉協議会へ返送ください。
ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく、下記までお問い合わせください。

■ アンケートの実施主体

神石高原町生活支援体制整備協議体

■ アンケートについての問合せ先

神石高原町社会福祉協議会 電話：0847-85-2330 担当：●●●●
神石高原町福祉課 高齢者福祉係 電話：0847-89-3377 担当：●●●●

3 令和5年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 移動支援に関する基礎知識の整理、移動手段の実態把握（アンケート調査）

問6 あなたが担当している通いの場等において、移動支援が必要だと思いますか。
(これから先ではなく、今現在でお答えください。)

アンケート結果、通いの場等の約5割が移動支援を必要としていることが判明！

「移動支援が必要」と回答したのは、通いの場は15箇所（46.9%）、サロンは24箇所（43.6%）、認知症（予防）カフェは3箇所（60.0%）。

	通いの場 (32箇所)		サロン (55箇所)		認知症（予防）カフェ (5箇所)	
必要	15箇所	46.9%	24箇所	43.6%	3箇所	60.0%
必要ではない	14箇所	43.8%	28箇所	50.9%	0箇所	0.0%
その他	4箇所	12.5%	0箇所	0.0%	1箇所	20.0%

《その他の結果》

- ◆「乗合せの送迎」が必要と回答した人は約2割
- ◆「タクシーによる送迎」が必要と回答した人は約5割
- ◆「移動支援を行うとした場合の課題」について、約5割が「タクシー利用やガソリンの費用負担」、「事故の補償」、「送迎ボランティアの確保」が課題であると回答

3 令和5年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 移動支援研修会の実施

① 研修会の開催

- ・ アンケート結果を踏まえて、通いの場等の世話人と第1層、第2層協議体構成員を対象に移動支援に関する研修会を実施。
- ・ 移動手段の基礎知識や他自治体の取組事例を踏まえて、具体的な方法や、関係機関・住民の役割分担、費用等について講義。

⇒参加者アンケート結果

- ・ 約8割が「参考になった」と回答。
- ・ 約3割が「自分の地域で移動支援を実施できそう」と回答され、その内の多くが「住民主体の送迎（乗り合わせ）」に関心を持っていた。

② 移動支援モデル実施の検討

- ・ 研修会参加者アンケートの結果を踏まえ、モデル実施について検討した。

移動支援研修会の実施概要

1 趣旨	令和5年12月に実施した「移動手段に関するアンケート調査」の結果により、自分たちの地域の特徴やそれを踏まえた他自治体の取組事例を知ること、今後の通いの場等への移動手段について検討していくことができるよう、本研修会を実施した。
2 日時・場所	令和6年1月24日（水）13:30～15:30 神石高原町役場
3 対象	神石高原町 生活支援体制整備事業 第1層・第2層協議体構成員 神石高原町 通いの場（34箇所）、サロン（72箇所）、認知症カフェ（5箇所）の世話人等
4 講師	NPO法人 全国移動サービスネットワーク 事務局長 伊藤みどり 氏
5 講演	「移動支援について ～神石高原町移動支援アンケートをもとに～」 (1) アンケート結果の紹介 ・ 通いの場等の約5割（41箇所）が移動支援を必要としていること、そのうち、「運転できる人とその年齢構成」、「参加できなくなった人・参加したくても参加できない人の状況」、「送迎の担い手の状況」、「移動支援を行う場合の課題」を紹介 (2) 移動支援の事例紹介 ・ タクシー会社への委託：3自治体（その他、委託しなくなった事例も別で紹介） ・ 住民主体の移動支援（乗合せ）：5自治体 (3) 住民主体の移動支援（乗合せ）のしくみ ・ 「利用者」、「担い手」、「車両」、「役割分担」、「実施の流れ」、「お金のやりくり」、「保険」、の区分ごとに、それぞれどのような選択肢（方法）があり、どのような手間がかかるかを解説 (4) 神石高原町での事例紹介 ・ 地元の運転をしてくれる人に頼んで、参加者約10名を送迎。社協のボランティア保険を使用。R5.5月から生協の宅配を導入 ・ 近所で乗り合わせて、高齢者に限らず、また地区外からも計15名程度が参加。食堂も営んでおり、スタッフ4～5名で500円/食を提供
6 参加状況	生活支援体制整備事業 第1層・第2層協議体構成員：8名 通いの場、サロン、認知症カフェの世話人等：21名

3 令和5年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 令和6年度下半期からのモデル実施に向けたロードマップの作成

① ロードマップの作成

- モデル実施開始までの手順（ロードマップ）について関係者で協議した。

② タクシー業界との調整

- タクシー業界に、通いの場等の移動支援（タクシーの活用、参加者同士の車の乗合せ）を検討していることについて報告した。

③ モデル候補との調整

- モデル候補の通いの場等の世話人、各協働支援センター長と、「どのようなやり方であれば実施可能か」についてヒアリングし、話し合いを行った。

④ 生活支援体制整備 第1層協議体との調整

- 生活支援体制整備の第1層協議体で移動支援アンケート、研修会実施報告を行い、ヒアリング結果を踏まえたモデル実施の方向性等について協議した。

13

4 令和6年度の状況

(1) 現状と課題

① 令和6年度下半期からのモデル実施に向けた準備

- 令和5年度から実態把握のアンケート、移動支援研修会、令和6年度下半期からのモデル実施に向けたロードマップの検討、タクシー会社との調整、モデル候補へのヒアリング等を実施。モデル実施開始に向けて、事業形態を定める必要がある。

② 令和7年度からの本格実施に向けた準備

- 持続可能な事業とするために、本事業が介護予防に寄与することを示す必要がある。
- 本格実施後にタクシーの乗合せを希望する団体が増えた場合、タクシー会社が対応しきれない可能性がある。

14

4 令和6年度の状況

(2) 目標

◆ R6年度下半期からモデル実施を開始できている

- ・ 事業形態（参加者同士の乗合せ、タクシーの乗合せ）の検討
- ・ 事業形態の法的・財源的な検証
- ・ 利用見込みの把握
- ・ タクシー会社との調整
- ・ 運転手講習会実施
- ・ モデル候補の通いの場等への説明会実施

◆ R7年度からの本格実施に向けた準備が整っている

- ・ モデル実施の効果検証
- ・ 事業のブラッシュアップ（実施要領の見直し）
- ・ 「持続可能な移動支援」を目指すため、
 - ・ 本格実施後の効果検証の方向性の検討
 - ・ 参加者同士の乗合せの運転手確保に向けた取組の方向性の検討

15

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ モデル実施開始までの準備

○モデル実施開始までの準備について次のことを協議した。

【補助金交付要綱の準備】	・ 通いの場等の口座開設の準備（団体規約ひな形を作成し、金融機関に事前に確認） ・ 補助金交付要綱（たたき台）作成
【参加者同士の乗合せ】	・ 送迎サービスの保険の検討 ・ 運転講習会の検討 ・ フロー図の法的・財源的な検証をどのように行うか検討
【タクシーの乗合せ】	・ 利用見込みの把握 ・ タクシー会社との調整（地区ごと） ・ 自己負担の有無を検討 ・ フロー図の法的・財源的な検証をどのように行うか検討
【補正予算資料の作成】	・ 必要額試算 ・ 事業説明書作成

16

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 事業形態の再検討

○ 通いの場等への補助金交付は事務手続きが煩雑で世話人への負担が大きいため事業形態を再検討した。

【補助金交付要綱】	・ 事業実施要領へ変更
【参加者同士の乗合せ】	・ 運転手の声掛け・ガソリン代等（運送以外のもの）は実施主体から直接支払いに変更 ・ 調整役の世話人への謝金は実施主体から直接支払いに変更 ・ 送迎サービスの保険料は実施主体から直接支払いに変更
【タクシーの乗合せ】	・ タクシー料金は実施主体から直接支払いへ変更 ・ 調整役の世話人への謝金は実施主体から直接支払いへ変更

17

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 法的・財源的な検証

- ① 【地域支援事業交付金に関する事】中国四国厚生局へを相談
 - ・ 検討している移動支援の事業内容等が地域支援事業（一般介護予防事業）に該当するものであるかどうか相談
- ② 【道路運送法に関する事】中国運輸局へ相談
 - ・ 「参加者同士の乗合せ」について、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」に関する相談
- ③ 【旅行業法に関する事】広島県観光課へ相談
 - ・ 「タクシーの乗合せ」について、タクシー依頼者（世話人）と利用者（参加者）が異なるため、旅行業法に関する相談

18

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 運転講習会、モデル候補説明会

① 運転講習会の実施

- ・ 【参加者同士の乗合せ】の運転手等を対象に講習会を実施

② モデル候補説明会の実施

- ・ 説明資料について国アドバイザーから助言を受け作成
- ・ モデル候補8か所の世話人、協働支援センター長等を対象に説明会を実施

③ モデル実施の準備

- ・ 事業開始に向けた事務手続き
 - 【参加者同士の乗合せ】
 - ・ 名簿作成、保険の加入手続き
 - ・ 世話人、運転手の口座登録
 - 【タクシーの乗合せ】
 - ・ 名簿作成、タクシー会社との調整
 - ・ 世話人の口座登録

R6.10.2モデル実施説明会



19

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ モデル実施開始、効果検証

① モデル実施開始（※予定より1か所増え、モデル9か所で開始）

② モデル実施効果検証に係るアンケート実施

(目的)

- ・ 移動支援利用者の良い変化を把握する
- ・ 世話人、運転手からの意見を集約し、事業の改善が必要な点を把握する

(対象)

- ・ モデル9か所の移動支援利用者、世話人、運転手

■ 本格実施に向けた準備

① 本格実施開始後の効果検証の方向性の検討

- ・ 費用対効果の測定方法、移動支援利用者等の心身状態及び日常生活の変化等の把握方法について検討

② 本格実施に係る説明会、事務手続

- ・ 通いの場、サロン、認知症（予防）カフェの世話人等に事業概要、モデル実施の状況等を示し、事業参加希望を取りまとめ
- ・ 事業開始に向けた事務手続

③ 運転講習会の実施

- ・ 新たな運転手等を対象に講習会を実施

20

5 令和7年度の取組（予定）

◆ 「持続可能な移動支援」を目指すために

① 本格実施後の効果検証を実施

（費用対効果）

- 令和5年度に実施した公衆衛生学の専門家による神石高原町の介護予防事業に関するデータ分析の結果「1年前に通いの場に参加していた人は約5.5万円／年介護費が有意に低い」を引用し、費用対効果を示す。

（移動支援利用者等の変化）

- モデル実施の効果検証と同様のアンケートを毎年実施し、移動支援利用者の心身状態・意識・日常生活への良い変化を把握することで、移動支援が介護予防に寄与することを示す。

② 参加者同士の乗合せの運転手確保に向けた取組を実施

- 今後、移動支援利用者の増加、タクシー業界の人材不足が進むことを考えると、参加者同士の乗合せにおける運転手確保に向けた取組を行う必要がある。他団体の事例などを参考にしながら、令和7年度にモデル的に運転手確保に取り組む地域を決め、その地域の関係者、生活支援コーディネーター、町役場、県総合支援チームで方策を検討する。

21

6 取組の成果、所感

《 成果 》

- ① 移動支援に係るアンケート（R5年度）
- ② 移動支援に係る研修会（R5年度）
- ③ ロードマップの作成（R5年度）
- ④ モデル実施関係者との調整（R5年度）
- ⑤ モデル実施開始までの準備、役割分担の検討（R6年度）
- ⑥ 事業形態の再検討（R6年度）
- ⑦ 法的・財源的な検証（R6年度）
- ⑧ 運転講習会、モデル候補説明会の実施、事業開始に向けた準備（R6年度）
- ⑨ モデル実施開始、効果検証（R6年度）
- ⑩ 本格実施に向けた準備（R6年度）

《 所感 》

令和5年度からアドバイザーとして関わっていただき、現場レベルでは気が付かない部分のアドバイスや助言をいただき大変助かりました。特に法令関係や財源など調査・把握に時間がかかる部分や他市町村の事例など幅広い情報の提供もいただき、令和6年10月のモデル実施開始までスムーズに進めることができました。

伴走支援でアドバイザー派遣をいただいたことで本格実施まで早期に実現でき、町だけでここまで早く実現できなかったのではと感じています。

移動支援事業は高齢化の進んだ本町では必要な事業であり、今後は本番稼働に向け問題はまだまだありますが、引き続きご協力いただき進めていきたいと思っています。